

情報通信機器を用いた診療に係る基準

当院では情報通信機器（ビデオ通話）を用いたオンライン診療を行うにあたり「情報通信機器を用いた診療に係る基準」に関する届出を行っています。

オンライン診療をするにあたり、十分な診療体制の確保及び、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有しています。

また、初診の場合には以下の処方は出来ません。

- 麻薬及び向精神薬の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する、特に
安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の
「1」の対象となる薬剤）の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する 8 日分
以上の処方

令和8年7月1日
にしはらホームメディカルケアクリニック
院長 西原 功